

## 令和8年度厚木市自治基本条例推進委員会第2回会議 会議録

1 日 時 令和8年6月30日（火）午後5時から7時まで

2 場 所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室

3 出席者 厚木市市民協働推進委員8人

市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主任、  
主事補

4 傍聴者 なし

5 案 件

- (1) 自治基本条例の見直し（総点検）
- (2) 令和8年度市民参加手続の報告について

6 配付資料

- (1) 次第
- (2) 【資料1】自治基本条例の見直し（総点検）について
- (3) 【資料2】厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針における見直し対象  
規定
- (4) 【資料3】厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針
- (5) 【資料4】子どもの定義について
- (6) 【資料5】自治基本条例逐条解説の改訂（案）
- (6) 【資料6】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
- (7) 【資料7】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（省略）

7 会議の内容

- (1) 自治基本条例の見直し（総点検）

### 【事務局】

資料1～3に基づき説明

**【委員長】**

方針において、改正する必要はないと判断した規定については、委員会からの答申としては、方針のとおり改正不要としてよろしいか。

**【委員】**

異議なし

**【委員長】**

それでは、資料2の見直し対象規定について、審議していく。

まず、「1 条文について見直しを行う規定」の第7条、第32条、第33条について、関連があるため、まとめて行う。

**【事務局】**

第7条、第32条、第33条について説明

**【委員】**

市民の責務について考える上での前提として、第3条に市民の定義が規定されており、かなり広い範囲を市民として扱っている。しかし、実際には、市民という言葉がより狭い範囲で使われることが多く、市民目線からすると、条例に規定する市民の定義が広すぎると捉えられるのではないか。

**【事務局】**

市民の定義については、第3条で、厚木市内に居住する方以外にも、厚木市内に通学・通勤する方、厚木市内で活動を行う個人、法人、その他の団体、厚木市に納税の義務を負う方も市民に含まれており、厚木市に居住している方だけではなく、厚木市に関係のある方も含め、広く市民と定義しています。

なぜ広く定義しているかという点、まちづくりへの市民の参加や協働を推進していくためには、より多くの方々の知識や経験をいかしていく必要があるためです。

**【事務局】**

例えば、市が講演会の参加者を募集する際には、在住在勤在学の方を対象とすることが多いです。

一方、給付金を支給する際には、対象者を明確にして審査する必要があるため、住民のみを対象とすることが多いです。このように、事業の性質に応じて制度設計するため、場合によっては、市民の範囲が狭められているような印象を与えてしまってい

るのではないかと考えています。

**【委員】**

自治会加入率について、自治基本条例が制定された平成 22 年度は約 7 割、前回見直しを行った 4 年前は約 6 割、現在は約 5 割と説明があったが、上がることなく下がりに続けているということか。

**【事務局】**

東日本大震災後の平成 23 年度と熊本地震後の平成 28 年度には、自治会加入率が一時的に上がっています。大きな災害が起きた後は、市民の皆様が地域のつながりを意識されるようになるのではないかと思います。

**【委員】**

責務という言葉が、市民に責任を強いられているように受け止められているように思うが、市としてまちづくりへの参加を市民の責務としていることは何の問題もないと思う。

**【委員】**

自治基本条例の制定に関わった市民が、自分たちが責任を持ってまちづくりを担っていくと自分事として考えた結果、この責務という言葉が自然に生まれたと思う。

ところが、アンケート結果によると、現在の自治基本条例の認知度は 10%程度しかないため、責務と言われても困る、深入りしたくないという気持ちになってしまうのではないと思う。

**【職務代理】**

地方自治法第 10 条第 2 項に、「住民は、法律に定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められている。そのため、住んでいる時点で、市民はサービスを受ける権利とそれに対して応分の負担をする義務が現実として存在している。それを分かりやすく書いたのが自治基本条例という立ち位置になる。もともと義務として存在しているものだが、市民の方が責務という言葉に過剰に反応しているように感じる。

**【委員】**

条例の内容は、アンケートの結果で左右されるものではないと思う。自治基本条例

の性質から考えると、このままでよいのではないか。

**【職務代理】**

今回、見直し対象としている規定は、アンケートの結果、見直した方がよいという回答が比較的高かったものだと思うが、それでも 10%程度である。社会情勢が変わっていたとしても、条文の変更までは必要なく、逐条解説の改訂で十分対応できるのではないかと思う。

**【委員】**

私もそう思う。条文は高尚な言葉に聞こえてしまうが、結局のところ、市民皆さんの権利、義務というところに落ち着く。あまりこだわらなくてよい。

**【職務代理】**

アンケートの結果を読むと、一つ一つの言葉に過剰反応しているように感じる。例えば、コミュニティという言葉のメインが自治会になっているが、コミュニティといってもいろいろある。自治会に入らなくても、その他のコミュニティに代わりに入るようになっていて、自治会の加入率は下がっているけれど、コミュニティへの加入率は上がっている傾向にあると思う。そのあたりを逐条解説でしっかりと説明していくというスタンスの方がよいのではないか。

**【委員】**

自治会の加入率がどんどん下がっているが、市自治連も各自治会も、会員を増やすためにどうしたらよいか頭をひねっている。加入率が低くてもよいのであれば悩む必要はないが、自治会は必要なものだから一生懸命考えているということは言っておきたい。

**【委員】**

自治会について、市全体では加入率が低下しているが、自治会によっては加入者が増えているところもあると思う。自治会が解散しているところがあって加入率が落ちている可能性が高いのではないかと思う。

**【事務局】**

御指摘のとおり、市全体の加入率は低下していますが、一つ一つの自治会をみると、増えているところもあります。

自治会加入率は、世帯数を基に算出していますが、市内の世帯数は増えているにも

かわらず、加入率は低下しています。これは、1世帯当たりの人数が減っているため、以前は世帯の人数が多かったため、家族の誰かが自治会活動に参加することができていましたが、核家族化によってそれが難しくなっているというのが加入率低下の大きな要因だと考えています。

**【委員】**

マンションやアパートによっては、ごみ集積所にごみを出す必要があることから、自治会加入が入居の条件になっているところもある。市として業者に訴えていくことも大事ではないかと思う。

**【委員】**

県内の他の市町村でも自治基本条例を制定して、このような会議を行っているのか。

**【事務局】**

自治基本条例を制定している市町村は多くあります。条例がしっかりと運用されているかどうか、点検機能を持っていると思います。

**【委員】**

第3条の市民の定義は、住民とイコールではない。例えば、講演会を行うときに、海老名市に住んでいる人が応募することもできる。一般的に市民というと、住んでいる人をイメージする。どのような意図で住民以外も市民としているのか。

**【事務局】**

厚木市に住んでいる方だけでなく、通勤通学している方や市内でボランティア活動を行っている方なども、一緒にまちづくりをしていこうという思いで市民に含めています。

**【事務局】**

厚木市の人口は約22万3千人で、企業数は約9,400社、約15万人が市外から市内の企業に通勤しています。その中で、各企業は、働きやすさや通勤のしやすさなどに関心を持っていて、交通渋滞の解消や交差点の改良などに一緒に取り組んでいます。

また、生涯学習の分野では、企業・大学の方が講師になって、市民の方に専門分野のお話しをしていただいているほか、今年度からは、中学生を対象に、企業・大学の面白い取組を紹介していただくあつぎ未来塾という事業を実施します。このように、

在勤在学の方も含めて、一緒にまちづくりを進めていきたいという思いが、市民の定義には含まれています。

**【委員】**

庁内で、まちづくりの定義に安全を加えるべきという意見があったと説明があったが、安心・安全という言葉が多く使われるようになってきていると思う。防犯、災害など、日常の生活の中でも安心・安全が大事な言葉と覚ることが多い。

**【委員】**

自治基本条例の将来を考えたときに、若者の意見が足りないと思う。アンケート以外で若者の意見が反映しきれていない。その部分を強化していくのは、喫緊の課題ではないかと思う。

審議会や意見交換会、パブリックコメントをみていると、若者の参加が少ない。意見を吸収する仕組みが必要ではないかと思う。

**【事務局】**

パブリックコメントについては、昨年度から市公式 LINE で意見募集を発信することを始めました。その結果、意見が増え、効果があったと感じています。

また、小・中学生は、GIGA スクール端末 (Chromebook) を 1 人 1 台持っており、その端末を活用してアンケートを行い、子どもたちの意見を計画等に反映しています。

**【委員】**

それは非常に有益な取組と評価している。

ただ、使っている人の話を聞くと、情報が流れていってしまうので、数日経ってから情報を探そうとすると、見つかりづらいという欠点があるということは指摘しておく。

様々な分野で活動している若い人たちがたくさんいるが、忙しくてこういった会議には参加できない。意見交換会を平日の夜や土日に開催してほしいという声を聞くので、参考にしてもらいたい。

**【委員長】**

第 7 条、第 32 条、第 33 条について、委員会としての意見をまとめる。

委員会からの答申としては、改正不要としてよろしいか。

**【委員】**

異議なし

**【委員長】**

次に、第8条について審議する。

**【事務局】**

資料4に基づき説明

**【職務代理】**

論点は、子どもの定義をこども基本法の定義と合わせるかどうかだと思うが、こども基本法の定義はあまりに広すぎるのではないかと思う。この定義からすると、例えば、30歳でも40歳でも、心身の発達の過程にある方は守られるという考え方にもなるが、さすがに範囲が広すぎると思う。

**【委員】**

私は、こども育成条例と同様、こども基本法に即して考えるべきだと思うので、定義を変えるべきだと思う。子どもの権利条約では、18歳未満の全ての者を児童と定義しているが、便宜上の区切りとしているという考え方で、こども基本法に合わせて考えた方がよいのではないかと思う。

**【委員】**

18歳未満の市民と定義した理由を聞かれたときに困ってしまうのではないかと。私もこども基本法の定義に合わせた方がよいのではないかと思う。

**【職務代理】**

仮にこども基本法に合わせるとなると、子どもに該当する範囲が広がる。他の条例に基づく保護や補助の対象も全て見直していかなければならないと思う。

**【事務局】**

定義を変更した場合、市の関係する例規を見直すことは想定される。

**【職務代理】**

厚生労働省の法律の中でも、児童の定義を15歳未満としているものもあれば、18歳未満や20歳未満としているものもある。厚木市のこども育成条例がこども基本法

の趣旨を踏まえているからといって、必ずしもそれに合わせる必要はないのではないか。

**【委員】**

自治基本条例の子どもの定義を変更すると、その他の条例も変えなければならなくなるのか。

**【職務代理】**

自治基本条例は最も上位の条例であるため、影響範囲は大きい。議論の必要性は生じる。

**【委員】**

かなり時間をかけて議論しなければ、落としどころがないのではないかと。

**【委員】**

だからこそ、今回見直しの対象として議論する意味があると思う。

**【委員】**

こども基本法の定義とは異なることを何かで補足することはできないのか。

**【事務局】**

逐条解説に時代の変化を反映させて、条例を解釈して運用していくことは可能です。

**【事務局】**

前回の会議でも、条約、法律、条例のそれぞれの定義を逐条解説に載せるべきではないかという御意見をいただいています。

**【職務代理】**

子ども関係の部署も交えて、事務局で逐条解説の内容を考えていただくのがよいのではないかと。

**【委員長】**

第8条については、子どもの権利条約を踏襲している。こども基本法の子どもの定義は、必要なサポートが途切れないようにするためと説明されているが、ベースにある18歳未満の全ての者という定義は重要な部分である。逐条解説の中で説明してい

くということであれば、改正は必要ない考える。

**【委員】**

改正が必要かどうかを更に検討してもらいたい。

**【事務局】**

答申の内容としては、逐条解説の改訂が必要ということに加えて、市として議論を深めてほしいというのを入れるというのはいかがでしょうか。

**【委員長】**

皆さんいかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし

**【委員長】**

次に、逐条解説について見直しを行う規定について審議する。

**【事務局】**

資料5に基づき説明

**【委員】**

改訂後の案が妥当かどうかということか。

**【事務局】**

本日は、9つの項目について、改訂することに異議がないかどうかを確認させていただきたいと思っています。

**【委員】**

No.2の法律名にある「障害者」についても、No.3と同様に「障がい者」と表記するのか。

**【事務局】**

法律名で漢字が使われているので、平仮名の表記はしません。

**【職務代理】**

No. 8 の改訂案に、「議会、市長等、市職員は、法令により与えられた権限を行使することから」と記載されているが、厳密に言うと、市職員は補助機関であり、行使すべき権限を有していない。その権限を市長から委任されて代理で行使するということになっている。

**【事務局】**

記載内容については、検討します。

**【委員】**

逐条解説を紙ベースではどこで閲覧することができるか。また、改訂履歴も公開しているか。

**【事務局】**

市政情報コーナーで公開している。

**【委員長】**

逐条解説については、9つ全て改訂するということによろしいか。

**【委員】**

異議なし

(2) 令和8年度市民参加手続の報告について

**【事務局】**

資料6～7に基づき説明

**【職務代理】**

省略の No. 18 の点検表の概要に、「令和8年度の事務執行に伴い、必要な改正を行うものです。」と記載されているが、内容についての記載がない。

**【事務局】**

令和8年度の組織改正で、新庁舎への移転を円滑に進めるため、担当を都市みらい部から財務部に変更したことが主な改正内容となっています。

**【職務代理】**

市民参加手続の省略が適当かどうかは、改正内容で判断するため、概要に記載していただきたい。

**【事務局】**

以後、気を付けます。

**【委員】**

市民参加条例ができたばかりの頃、担当課に市民参加手続を行うという認識がなかったり、パブリックコメントは意見募集期間を30日以上設けるという認識がなかったり、そのような事例があったが、今回、実施で報告されている1件は、そのように忘れていたからということではないか。

**【事務局】**

今回報告しているのは、前回会議以降に市民参加手続が必要なものとして、担当課から報告があったものです。市民参加手続の実施については、漏れがないように市民協働推進課で確認する仕組みになっており、徹底しています。

**【委員長】**

本日の案件は、全て終了となります。進行を事務局にお返しします。

(3) その他

**【事務局】**

次回の会議は、8月7日（金）午後5時から開催します。

後日、開催通知をお送りします。

(4) 閉会

**【事務局】**

以上をもちまして、本日の会議は終了します。